

岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続法の一部改正に鑑み、次の規定を整備するほか、所要の規定の整理を行いました。

1 行政指導の方式

行政指導をする際、県の機関が許認可や処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対して、根拠となる法令や要件、その理由を示さなければならないこととなります。

2 行政指導の中止等の求め

(1) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(※)（規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができることとなります。

※勧告、指示など

(2) (1)の求めがあった場合、当該県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととなります。

3 処分等の求め

(1) 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(※)又は行政指導（根拠規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとなります。

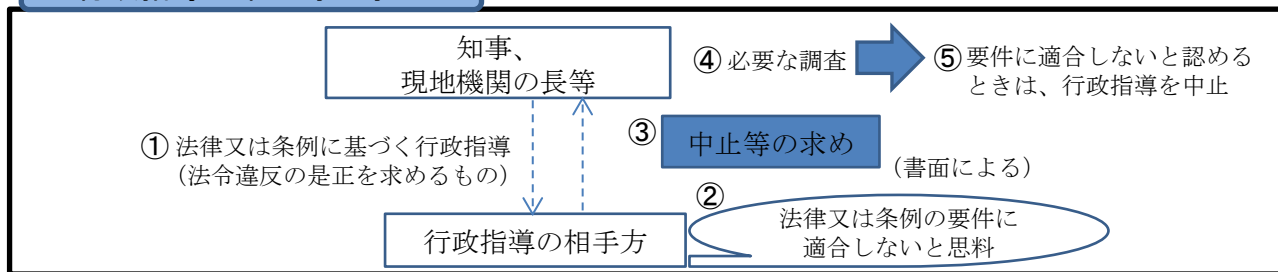
※改善命令、許認可等の取消しなど

(2) (1)の求めがあった場合、当該行政庁又は県の機関は、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととなります。

(平成27年4月1日から施行)

制度のイメージ図

行政指導の中止等の求め



処分等の求め

